

池田市地域包括支援センター運営基本方針

1. 地域包括支援センター設置の目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する。

2. 地域包括支援センターの基本機能

地域包括支援センターは次の基本機能を担うものとする。

- ①介護予防事業および介護保険法に基づく予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務
- ②多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務および権利擁護業務
- ③高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ひとり暮らし高齢者等の状態把握や地域が主体的に行う介護予防事業等への参加の積極的な働きかけなどを行い、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体で見守りや健康づくりに取り組むよう支援する業務

3. 運営にあたっての留意事項

(1) チームアプローチによる運営

地域包括支援センターの業務は、上記 2-①については保健師等、②については社会福祉士等、③については主任介護支援専門員が主として担当することになるが、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

(2) 地域における様々な資源の活用

- ①地域包括支援センターの運営にあたっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を活かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うことが不可欠である。
- ②このため、地域包括支援センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、市内の他の地域包括支援センターとの連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行うなど、地域包括支援センターの担当圏域を越えたネットワークの形成に努める。

(3) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営にあたっては、その方針について、池田市地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図らなければならない。

(4) 個人情報の取り扱いについて

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ①地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることにかんがみ、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- ②個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意すること。